令和７年度

空 き 家 の 除 却 を 補 助 し ま す ！

補助の対象なった空き家を除却する方に、補助金を交付します。

事業の名称 ・ 事業の趣旨

老朽危険空き家除却事業費補助金

・老朽化により倒壊等の危険性が高い空き家を除却し、地域の安全・安心の確保と生活環境の向上を目的としています。

・住宅不良度判定による評定が１００点以上の空き家を除却する方に、補助要綱に基づき、補助金を交付します。

補助対象者

補助対象となる空き家を所有する方又は相続する方

※ 空き家とは、市内にある建築物のうち、主として居住の用に供される建築物及びその敷地内に存する物置、作業場、車庫等で、現に居住を目的とした使用がなされていないものです（賃貸用若しくは法人所有又は新築後に居住の実態がないものを除きます。）。

※ 所有する方とは、対象となる空き家の全部事項証明書に登記され、又は固定資産課税台帳に記載のある方です。

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に揚げる事項のいずれにも該当する必要があります。

□ 住宅不良度判定による評定が１００点以上の空き家を除却するもの

□ 令和８年２月末日までに、実績報告書を提出できるもの

□ 別表（補助対象要件表）の全てに該当する除却工事であるもの

補助金の額

□ 補助対象経費の額に３分の２を乗じて得た額　（上限８０万円）

受付の期間

令和７年４月１５日（火）から予算額に達するまで

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係
０２３－６５４－１１１１（内線４２４・４２５）

住宅不良度測定の申請に必要な書類

住宅不良度測定の申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備　　考
□ 事前測定申請書	様式第１号（第７条関係）
□ 全部事項証明書の写し	未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し

補助金の申請に必要な書類

補助金の交付申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備　　考
□ 交付申請書	規則様式第１号
□ 事前測定結果通知書の写し	通知から３か月以内のもの
□ 事業計画書	様式第３号（第８条関係）
□ 見積書等の写し	補助対象経費（工事費等）が確認できるもの
□ 現況の写真	事業実施前の現況写真
□ 納税証明書	完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
□ 同意書	所有者が複数いる場合のみ 様式第４号（第８条関係）
□ 委任状	委任する場合のみ、申請者との関係を確認できるもの
□ その他	補助金の審査に必要となる書類

事業後に提出が必要な書類

除却工事が完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後３０日又は令和８年２月末日のいずれか早い日となります。

書類の種類	備　　考
□ 実績報告書	規則様式第３号
□ 契約書の写し	工事請負契約書または請書の写し
□ 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払いの確認ができるもの
□ 事業実施状況写真	事業実施中及び事業完了後の写真

補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備　　考
□ 補助金請求書	規則様式第４号
□ 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
□ その他	補助金の支払いに必要となる書類

手続きの流れ

事前測定の申請	事前測定の申請に必要な書類 を市に提出
⇩	
現地調査　（市）	申請内容の確認、現地調査
⇩	
事前測定結果通知　（市）	提出書類、現地調査
⇩	
補助金の交付申請	補助金の申請に必要な書類 を市に提出
⇩	
申請内容の審査　（市）	提出書類、事業計画内容の審査
⇩	
補助金の交付決定　（市）	審査後約１４日後に郵送にて通知
⇩	
除却工事の実施	「補助金交付決定通知」を受けた後に実施
⇩	
実績報告	事業後に提出が必要な書類 を市に提出
⇩	
実績内容の審査　（市）	提出書類、事業実施内容、事業額の審査
⇩	
補助金の額の決定　（市）	審査後約１４日後に郵送にて通知
⇩	
補助金の請求	補助金の請求に必要な書類 を市に提出
⇩	
補助金の支払い　（市）	請求書類確認後約３０日以内に入金

補助対象要件表

補助金の申請には、次に揚げる事項のいずれにも該当する必要があります。

□ 住宅不良度判定基準による評定の合計が１００点以上の空き家を除却するもの。
□ 木造、鉄骨造又は軽量鉄骨造の空き家を除却するもの。
□ 申請する空き家の半分以上が居住するために利用されていたもの。
□ 補助対象者が本市において市税を滞納していないこと。
□ 所有者の全員及び所有権以外の権利者が、申請する空き家の除却に同意していること。
□ 申請する空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利者から申請する空き家を除却することについて、同意が得られていること。
□ 申請する空き家について、県内建設業者と請負契約を締結し、除却工事を行うもの。
□ 関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。
□ 補助金の交付決定前に着手していないこと。
□ 対象の空き家等の全部を除却すること。
□ 補助対象者が居住する同一敷地内又は隣接した土地の空き家等の除却でないこと。
□ 所有する方及び相続人の三親等以内の親族が建築物を建築するための除却でないこと。
□ 令和８年２月末日までに、実績報告書を提出すること。

※ 県内建設業者とは、県内に会社の本店を有する建設業者という。

※ 除却工事とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた県内建設業者又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の規定による解体工事業の登録を受けた県内建設業者と契約を締結するものであること。